株式会社 NeoCharge クレジット決済代行サービス利用規約

1．目的

この利用規約は、お客様がご利用になるサービスの購入及び利用料金（以下「利用料金」とします。）の支払いに、当社クレジット決済代行サービス（以下「当社サービス」とします。）を利用する場合に適用されます。

決済の履行にあたり、買主(以下利用者様)から売主(以下加盟店様)へ行われる商品代金のクレジット決済の代行を目的としています。

2．利用料金の請求

お客様が当社サービスを利用して、クレジットカードによる利用料金の支払いを行う場合は、後日、お客様が指定したクレジットカード会社からお客様に対して、当社サービスを通じて決済をした利用料金が請求されます。当社が、海外決済手続を利用している関係から、利用明細に海外の国名が記載されることや、請求の時期が通常と異なる場合が御座いますので予めご了承下さい。

海外決済手続きを利用していますが、ご請求金額は、安心安全の円決済です。1000 円決済時の請求額は、1000 円です。

当社サービスは、利用限度額を設けておりますので、限度額を超えたご利用はできません。

3．正当な理由のない支払拒絶

利用者様が、当社サービスを利用したにもかかわらず、後に正当な理由なくクレジットカード会社への支払いを拒絶し、利用料金をお支払いいただけない場合、当社が、加盟店様に立て替えた未払い金として利用者様に対し直接、遅延損害金・事務手数料等の損害金とともに利用料金の全額を立替金損害賠償請求として請求いたします。

4．クレジットカード不正利用の対応

利用者様が、家族、同居人、その他の第三者になりすまして当社サービスを利用し、その利用料金が当該第三者より支払拒絶された場合、徹底的に調査が行われ、民事訴訟及び刑事訴訟の措置が取られる場合がございます。

5．個人情報の取扱いに関して

当社は決済システムの一部を外国にある第三者に委託しております。したがって、お客様にご入力いただく情報は以下の目的のため、外国にある第三者に提供されます。

提供される個人情報	利用目的
電話番号	ご利用者様の決済情報管理のため
カード情報	
メールアドレス（任意）	

6．提供先に関して

個人情報保護法及び個人情報保護委員会規則で定めるところにより、外国にある第三者への提供の同意を頂くため、利用者様のご判断のご参考までに、以下の情報を提供いたします。なお、以下の情報は、個人情報保護委員会の外国制度のウェブページ（https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_india/#come1）を参考に作成されています。

（1）当該第三者が所在する国の名称

→　インド

（2）当該外国における、個人情報の保護に関する制度の有無

→　包括的な法令は存在しません。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在します。

①　2000 年情報技術法（Information Technology Act, 2000）（以下「情報技術法」とします。）

U　R　L：https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/itbill2000.pdf

施行状況：2000 年 6 月 9 日施行

対象機関：原則として民間事業者

対象情報：自然人に関する情報であって、事業者が保有し、又は保有可能性のある他の情報と合わせて、直接的又は間接的に、当該自然人を識別することができる情報

②　情報技術（合理的なセキュリティプラクティス、手続及びセンシティブ個人データ又は情報）規則（Information Technology （Reasonable security practices and procedures and sensitive personal data or information）Rules）（以下「セキュリティ規則」とします。）

U　R　L：https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/in/in098en.pdf

施工状況：2011 年 4 月 11 日施行

対象機関：原則として民間事業者

対象情報：自然人に関する情報であって、事業者が保有し、又は保有可能性のある他の情報と合わせて、直接的又は間接的に、当該自然人を識別することができる情報

※セキュリティ規則は、情報技術法に基づいて制定された法令です。

※上記法令は、いずれも電子形式の情報についてのみ適用されます。

※なお、包括的な法令については、個人データ保護法案（Personal Data Protection Bill）が国会に提出されています。

（３）当該外国における、個人情報の保護に関する制度の指標になりうる情報

→　ＥＵ の 十 分 性 認 定：取得していません。

→　APEC の CBPR システム：参加していません。

（４）OECD プライバシーガイドライン８原則への対応する事業者等の義務又は本人の権利

①　収集制限の原則

上記法令に一部規定されています。

②　データの内容の原則

上記法令に一部規定されています。

③　目的明確化の原則

上記法令に一部規定されています。

④　利用制限の原則

上記法令に一部規定されています。

⑤　安全保護の原則

上記法令に一部規定されています。

⑥　公開の原則

上記法令に一部規定されています。

⑦　個人参加の原則

上記法令に一部規定されています。

⑧　責任の原則

該当する規程は不見当です。

（５）利用者様の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在の有無

①　個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

→　ありません

②　事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

a.　情報技術法

中央政府等は、インドの主権及び一体性、国防、州の安全保障、諸外国との友好関係、公序良俗並びにこれらに関係する認識可能な犯罪の実行の防止又は捜査のため、情報の提供等を求めることができます。

同法に基づく民間事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規程が存在していません。

・アクセスの実施に関する制限及び手続

・アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
・取得された情報の取扱いの制限・安全管理
・アクセスの実施に関する透明性の確保
・アクセスの実施について法令順守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み
・違法なアクセスにより権利等を侵害された場合の救済

b. 情報技術（媒介者ガイドライン及びデジタルメディア倫理規範）規則

電子情報技術省、警察を含む政府組織は、法令違反の予防、検知、調査、訴追等のため、仲介者に対し、情報の提供を求めることができます。

同規則に基づく民間事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規程が存在していません。

・アクセスの実施に関する制限及び手続
・法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施
・アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
・取得された情報の取扱いの制限・安全管理
・アクセスの実施に関する透明性の確保
・アクセスの実施について法令順守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み
・違法なアクセスにより権利等を侵害された場合の救済

c. インド電信法

中央政府等は、公共の緊急事態が発生した場合には、同法に基づきライセンスを与えられた主体に対し、メッセージの傍受を求めることができます。

同法に基づく民間事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規程が存在していません。

・取得された情報の取扱いの制限・安全管理
・アクセスの実施に関する透明性の確保
・違法なアクセスにより権利等を侵害された場合の救済

（6）当該第三者が講じる個人情報の保護に関する措置

当該第三者は、国際的クレジットカード機関である PCIDSS の策定する基準に則ったセキュリティ等に対する措置を実施したうえで、当該機関からの認証を受け、営業を行っております。また、当該第三者のセキュリティ等に対する措置を継続して実施するための措置として、当社でも当該第三者に対し監督を行っておりますので、ご安心して当社サービスをご利用ください。

7．合意管轄裁判所

本利用規約に基づく当社サービスに関して、当社と利用者様との間で訴訟その他の

紛争が生じた場合には、日本国を専属的な国際裁判管轄とした上で、横浜地方裁判所相模原支部のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

８．利用規約への同意

「利用規約に同意し続行（Accept Terms to proceed）」をクリックした場合には、お客様が当利用規約に同意したものとして扱います。

以上、ご確認のうえ、同意を頂ける場合は、決済ページに戻り、「利用規約に同意し続行（Accept Terms to proceed）」をクリック後、決済手続きを続けて下さい。